

## K U S A 1 基本契約

K U S A 1 参加申し込みチームの代表者様と副代表者様（以下両者、「甲」といいます）と、K U S A 1 株式会社（代表：吉崎賢博）（以下、「乙」といいます）とは、K U S A 1 開催時に甲と乙の間における取引について、次の通り、基本契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第1条（原則）

本契約は、甲を参加申し込みチーム代表様と副代表者様、乙を主催者とする、甲乙間の取引に関する基本的な事項を定めたものです。

2 甲および乙は、甲乙間の取引を相互尊重の理念に基づいて信義誠実に履行し、取引関係を維持するものとします。

### 第2条（有効期間）

本契約の有効期間は、甲による参加申し込みメール送信日あるいは参加申し込み電話通電日（以下「契約開始日」といいます）より、1年間とし、いずれの当事者からも別段の申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。甲による参加申し込みは、本基本契約が甲乙ともに十分に確認・認識できた上、行われているものとします。

### 【契約解除】

#### 第3条（甲による契約解除）

甲による本契約の解除は、理由の如何を問わず契約開始日から2日以内の申出に限り可能とします。乙は、甲の契約開始日から2日以内の契約解除申出通り本契約の取り消しを無償で受け入れることとします。甲から乙に本契約に関する支払いがすでに行われていれば、すみやかに乙は甲に返金しなければならない。

2 契約開始日から3日以降は原則として解除できません。K U S A 1 開催は、参加チーム全体が申し込み通り参加するという協力に立脚している本契約の性格を甲乙ともに理解することとします。その上で甲が本契約の解除を申出の場合、以下の違約金を、甲は乙に支払うことで、本契約の解除が可能とします。

- (1) 契約解除の違約金は参加費の 2 倍または実損相当額
- 3 前項の場合で、甲から乙に本契約に関する支払いがすでに行われていれば、その金額は違約金に算入して、甲は乙にその残金をすみやかに支払わなければなりません。
- 4 違約金は、乙に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとし、これを超える損害賠償は、甲の故意または重過失がある場合に限り請求できるものとします。

#### 第4条（乙による契約解除）

- 乙による本契約の取り消しは、有効期間中に以下の理由により可能とします。
- (1) 甲の参加申し込み内容に虚偽があったとき。
- (2) 甲または甲の関係者（甲の関係者とは甲所属のチーム選手メンバー及び随行者を言う）に乙の社会的信用または倫理に反する行為、あるいは公序風俗に反する行為が認められたとき。
- (3) 甲または甲の関係者に乙の運営方針に反する行為があったとき。これには、取引関係の維持を難しくする甲が乙とコミュニケーションをとらない行為が含まれます。
- (4) 甲が開催場所の主体（以下、「丙」という）が定める利用規約等に定める条項のうち一つでも違反したとき。
- (5) 甲が本契約に定める条項のうち一つでも違反したとき。
- 2 第1項の規定にかかわらず、甲または甲の関係者が次の各号のいずれかに該当したときは、乙により本契約を取り消す。
- (1) 甲または甲の関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められたとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している認められたとき。
- (3) 甲または甲の関係者が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど認められたとき。
- (4) 甲または甲の関係者が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められたとき。
- (5) 甲または甲の関係者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (6) 甲または甲の関係者が、日本プロフェッショナル野球協約第60条に定める、出場停止選手、制限選手、資格停止選手、失格選手各名簿に記載された者と認められたとき。

3 第1項、第2項により本契約が解除された場合、前条2項、3項および4項を適用し違約金・損害賠償について、その定めるところに従うものとします。

## 第5条（不開催）

申し込みが所定の参加チーム数に満たない場合、不開催として契約は解除されるものとします。甲から乙に本契約に関する支払いがすでに行わっていれば、すみやかに乙は甲に返金しなければならない。

## 第6条（不可抗力による開催不能）

丙の都合または天候や天変地異等の不可抗力、その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由によって、開催ができない場合、乙は参加費を2週間後以内に甲に返金しなければならない。

### 【開催内容】

## 第7条（開催内容の定義）

開催内容とは、開催日、開催時間、対戦相手、試合数、入場可能人数、入場ベンチ、試合球手配方法、集合場所、更衣場所、グラウンドの整備状況、場内アナウンス、電光掲示板、スポーツカメラマン、審判、誘導方法等、開催場所と参加費以外の開催に関するあらゆる内容をいいます。

## 第8条（開催内容の決定と変更）

乙は甲の申し込み内容を元に甲に事前に相談することなく、開催内容を決定することができます。乙は決定した開催内容をすみやかに甲に知らせなければならない。甲は決定した開催内容の通り参加することとします。その際、甲は合理的な範囲において異議申立てしないことをここに確認します。

2 乙は合理的範囲内で開催内容を変更することができることとします。ただし、開催開始時刻が5時間以上変更するような重要な変更の場合、乙は甲にその事に関して事前に相談しなければならない。乙は変更内容をすみやかに甲に知らせなければならない。甲は変更した開催内容の通り参加することとします。

## 第9条（甲の遅刻による開催開始の遅れ）

甲の遅刻により開催開始が遅れた場合、理由の如何を問わず乙は甲に対して参加費とは別に損害賠償を請求することができることとします。この場合の損害額は以下の通りとします。

- (1) 損害額＝（遅れた時間÷予定している試合時間）×参加費
- (2) 損害賠償額は参加費を上限とする

## 【開催の管理】

### 第10条（開催の時間管理）

開催の試合時間等進行の時間管理については、乙と乙が手配した審判によるところであり、甲と甲の関係者はそれに従うこととし、異議申し立てしないことを確認します。

2 実施した試合時間が、予定していた試合時間の3分の2未満の場合、または予定していた試合開始時刻が合理的な理由なく3時間を超えて当日に変更した場合、甲は乙に異議申し立てすることができ、甲乙協議の上、解決するものとします。

### 第11条（没収試合等）

ヤジ等により試合が異常化した場合、乙および乙が手配した審判の判断で警告試合、没収試合等の措置により試合を中断および中止することができることとします。甲と甲の関係者はそれに従うこととし、異議申し立てしないことを確認します。

2 甲または甲の関係者による本契約抵触、丙の定める規約抵触、野球規則抵触、注意事項抵触等また、乙の判断により甲または甲の関係者を退場処分とすることとします。甲と甲の関係者はそれに従うこととし、異議申し立てしないことを確認します。

### 第12条（参加費の支払い）

乙は甲に、本契約締結後1週間程度を目処に支払い期日とした請求内容のメールを送信します。甲は請求内容通り支払いすることを確認します。

2 期日までに支払いが完了しない場合、乙は甲に未払い金に加えて延滞金を請求することができます。延滞金の金額は以下の通りの算出方法とします。

- (1) 延滞金＝未払い金額×14.6%×(支払い期日の翌日から延滞した日数)÷365

3 乙の請求、甲の支払いにより乙が損害を被ったときには第 2 項に定める延滞金のほか、これを超える損害賠償は、甲の故意または重過失がある場合に限り請求できることとします。

#### 【損害賠償】

##### 第 1 3 条（事故等）

甲または甲の関係者が丙の名誉、諸施設および設備の破損、毀損または紛失した場合は、甲は丙に対して、補修費その他の原状回復の費用およびこれにより乙および丙が被った損害を賠償するものとします。また、甲または甲の関係者が乙および乙の関係者の保有する名誉、財産の破損、毀損などあった場合は、乙は甲に対して、補修費その他の原状回復の費用およびこれにより乙が被った損害を賠償できるものとします。

2 開催中または開催前後の甲または甲の関係者の移動中に第三者に人身事故等による損害が生じた場合は、甲がその責任と費用負担において解決し、解決処理の為に乙および丙が負担した費用があるときは、これを乙および丙に支払うものとします。

3 甲の対戦相手等の本契約適応、本契約抵触、丙の定める規約抵触、野球規則抵触、注意事項抵触等により生じた甲の不利益、損害について、乙は責任を負いかねます。甲と甲の関係者は乙に異議申し立てしないことを確認します。

4 甲の関係者に未成年が含まれている場合、未成年者本人および関係者の行為について、法定代理人として責任を負うことを確認します。

#### 【撮影・ホームページ等メディア掲載等】

##### 第 1 4 条（権利使用等）

KUSA1 ホームページ、facebook、インスタグラムや YouTube 等メディアや印刷物等に乙が掲載する甲または甲の関係者の写真、動画、氏名等固有名詞、コメント、著作物に関する著作権、肖像権等すべての権利使用許可を甲は乙に認めるものとします。また、内容の掲載、変更、削除について、甲と甲の関係者は乙に異議申し立てしないことを確認します。

2 YouTube、TikTok 等 SNS に甲または甲の関係者が乙と丙の許可なく開催時の写真、動画等を掲載、配信、ライブ配信することは認められないことを確認します。非営利・私的

利用で事前許可がある場合には掲載、配信ができることとします。

3 甲または甲の関係者は、写真、動画等撮影する場所は球場内グラウンドのみとし、グラウンドに至る通路等撮影できないことを確認します。また三脚一脚等の利用はダグアウト内のみと確認します。

4 前項により乙または丙に損害等が生じた場合、前条の定めるところに従うものとします。

5 甲の関係者に未成年が含まれている場合、未成年者本人および関係者の行為について、法定代理人として責任を負うことを確認します。

制定：2026年1月6日